

化審法下の化学物質管理の最新進捗

令和4年2月15日(火)

環境省大臣官房環境保健部

環境保健企画管理課 化学物質審査室

<目 次>

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の概要と新規化学物質の審査
- ② 既存化学物質等のリスク評価
- ③ POPs条約への対応
- ④ ESG投資と化学物質管理
- ⑤ その他

① 化学物質審査規制法（化審法）の概要と 新規化学物質の審査

化学物質審査規制法とは

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法、化審法）
- 昭和48年制定、平成29年6月最終改正
- 目的：人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、①新規の化学物質の製造・輸入に際し、その性状を事前審査する制度を設けるとともに、②化学物質の性状等に応じて製造、輸入、使用等について必要な規制を行う。

環境を経由した人への長期毒性や生態系への影響が対象。

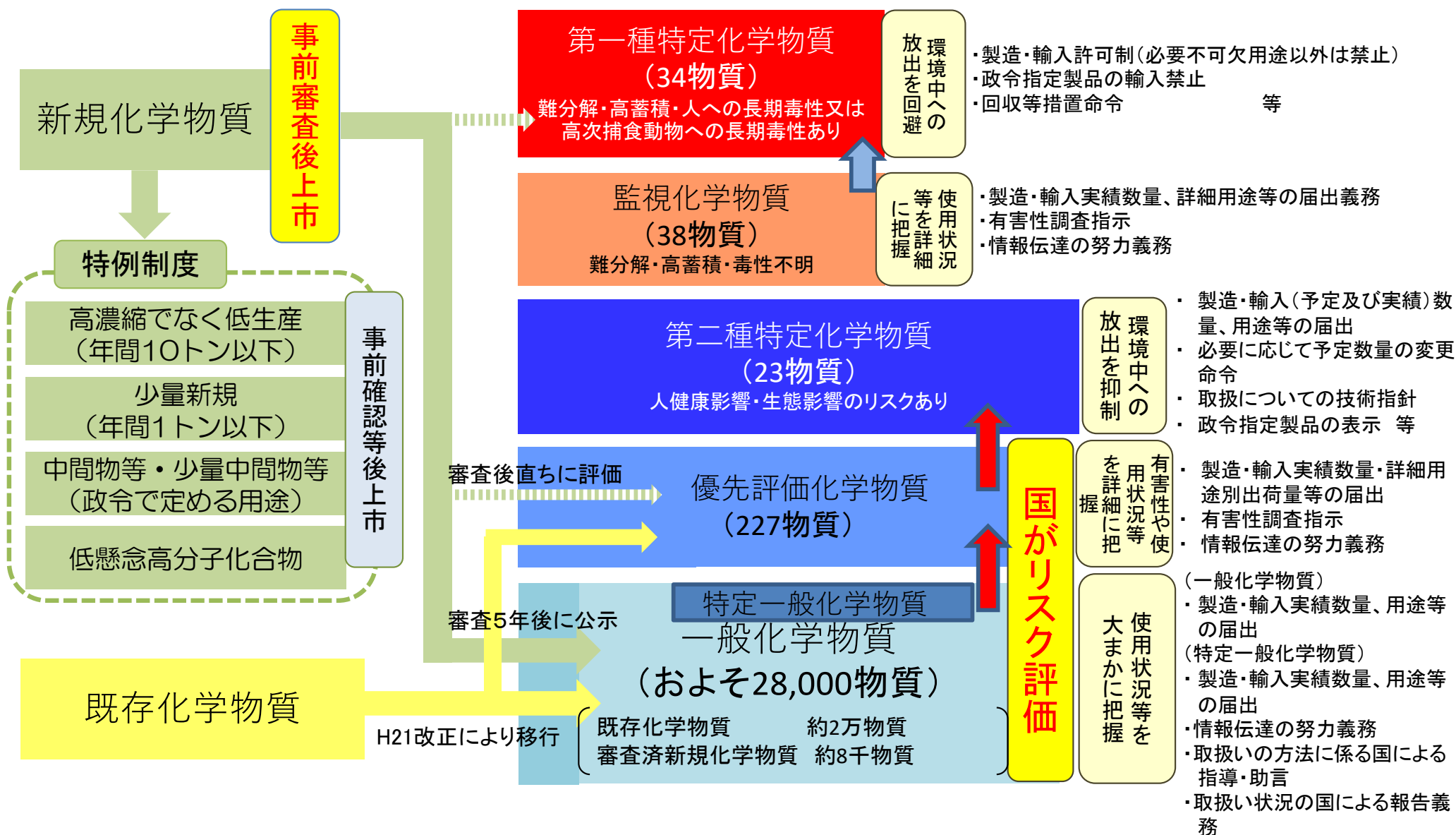
●主な措置の内容

- ・新規化学物質（500～700件/年）の上市前の事前審査
- ・上市後の化学物質（約2.8万物質）の環境リスク評価
- ・化学物質の性状に応じた製造、輸入、使用等の規制

化審法の体系

○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。

物質数は令和4年1月時点



新規化学物質の事前審査及び事前確認

- 我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行をする中、化学物質による環境汚染の防止を前提としつつ少量多品種産業にも配慮した合理的な制度設計として、特例制度や届出免除制度を設けている。
- それぞれの手続により、国に提出する有害性等の情報は異なる。
- 特例制度に基づく確認を受けた者は、必要に応じ報告徴収及び立入検査の対象となる。

手続きの種類	条項	手続	届出時に提出すべき有害性データ	その他提出資料	数量上限	数量調整	受付頻度
通常新規	法第3条第1項	届出 →判定	分解性・蓄積性・ 人健康・生態影響	用途・予定数量等	なし	なし	10回/年度
低生産量新規	法第5条第1項	届出 →判定 申出 →確認	分解性・蓄積性 (人健康・生態影響の 有害性データもあれば届出時に提出)	用途・予定数量等	全国排出※ 10t以下 (1社10t以下)	あり	届出: 10回/年度 申出: 随時
少量新規	法第3条第1項第5号	申出 →確認	—	用途・予定数量等	全国排出※ 1t以下 (1社1t以下)	あり	10回／年度 (郵送・窓口は4回/年度)
低懸念高分子化合物	法第3条第1項第6号	申出 →確認	—	分子量・物理化学的 安定性試験データ等	なし	なし	随時
中間物等	法第3条第1項第4号	申出 →確認	—	取扱方法・施設設備 状況を示す図面等	なし	なし	随時
少量中間物等				(手続きの簡素化)	1社 1t以下	なし	随時

※製造・輸入数量に用途別の排出係数を乗じた数量

新規化学物質の判定(法第4条)

○通常新規化学物質について、令和3年度(R4.1まで)は148件を判定。

審議件数	判定件数						特定新規化学物質	
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	人健康	生態
100件	0件	6件	1件	34件	107件	0件	0件	1件

※高分子フロースキームに基づく通常新規物質や、分解度試験のみを実施した通常新規物質も含む。

(注)同一の物質について、複数の事業者から届出がなされ判定するケースがあるため、審議件数と判定件数の合計は一致しない。

- ① 第2条第2項各号のいずれかに該当するもの(第一種特定化学物質)・・・**第1号**
- ② 分解度試験で難分解性であり、濃縮度試験又はPow測定試験で高濃縮性でない
と判断された場合・・・**第2号～第5号**
第2号:人健康毒性 有、生態毒性 無
第3号:人健康毒性 無、生態毒性 有
第4号:人健康毒性 有、生態毒性 有
第5号:人健康毒性 無、生態毒性 無
- ③ 分解度試験で良分解性と判断された場合・・・**第5号**
- ④ 第1号から第4号までに該当するか明らかでないもの・・・**第6号**

○低生産量新規化学物質(全国排出10トン/年以下)について、令和3年度(R4.1まで)は111件を判定。

審議件数	判定件数
65件	111件

※高分子フロースキームに基づく低生産量新規物質も含む。

② 既存化学物質等のリスク評価

化審法のスクリーニング評価・リスク評価

令和3年4月1日時点

段階的なリスク評価

化審法インベントリー
(一般化学物質)

約28,000物質

既存化学物質 約20,000物質
審査済新規化学物質 約8,000物質

届出化学物質

約13,000物質

1社あたり1トン以上／年について
製造輸入実績数量・簡易用途の届出

スクリーニング評価

対象物質: 約8,000物質

製造輸入量 全国合計10トン以上／年を対象
※令和2年度(平成30年度実績)は8,269物質

優先評価化学物質の指定

227物質

リスク評価(一次)

評価Ⅰ

対象物質: 65物質

(評価Ⅱ 審議済)

人健康影響 17物質

生態影響 49物質

人・生態影響 3物質

製造輸入数量・詳細用途情報に加えて
PRTR情報、モニタリング情報を用いて詳細評価

評価Ⅱ

評価Ⅲ

4物質

取扱い情報の求め、追加モニタ
リング等により暴露情報を精査

リスク評価(二次)

0物質

有害性情報の精査

第二種特定化学物質

0物質
(旧制度で23物質)

36物質取消

長期毒性の有害性調査指示

スクリーニング評価

○それぞれの一般化学物質について、暴露クラス（推計排出量の大きさ）及び有害性クラス（有害性の強さ）を付与し、以下のマトリックスを用いてスクリーニング評価（リスクが十分に小さいとは言えない化学物質の選定）を行う。

【人・健康】

一般毒性、生殖発生毒性、変異原性、発がん性に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

【生態】

水生生物の生態毒性試験データ（藻類・甲殻類・魚類）に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

【総推計環境排出量】

・製造・輸入数量等の届出情報
・分解性の判定結果
から推計環境排出量を算出し、
暴露クラスを設定（毎年更新）

暴露クラス	総推計環境排出量
クラス1	10,000トン以上
クラス2	1,000 - 10,000トン
クラス3	100 - 1000トン
クラス4	10 - 100トン
クラス5	1-10トン
クラス外	1トン未満

		有害性クラス					
		強 ← → 弱					
		1	2	3	4	外	
暴露クラス	大 ↑ ↓ 小	1	高	高	高	高	外
		2	高	高	高	中	外
		3	高	高	中	中	外
		4	高	中	中	低	外
		5	中	中	低	低	外
		外	外	外	外	外	外

リスクが十分に低いと判断できない

優先評価化学物質

一般化学物質

優先度「中」「低」は必要に応じてエキスパートジャッジで
優先評価化学物質に指定

令和3年度スクリーニング評価・リスク評価の結果

■ 令和3年度優先評価化学物質相当と判定された物質

CAS登録番号	名称	優先指定根拠
123-77-3	C, C' -ジアゼンジイルジメタンアミド	人健康 (エキスパートジャッジ)
10605-21-7	メチル=1H-ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート (別名カルベンダジム)	生態影響 (エキスパートジャッジ)
-	N, N-ジポリオキシエチレン-N-アルキル(C8~18、直鎖型)アミン(数平均分子量が1,000未満のものに限る。)	生態影響
-	[2-ヒドロキシー-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルエタン-1-アミニウムと飽和脂肪酸(C=10~20、直鎖型)又は不飽和脂肪酸(C=16~18、直鎖型)とのエステル化反応生成物]の塩	生態影響

■ 令和3年度優先評価化学物質から取り消される物質

名称	
1, 2-エポキシブタン	メチルエチルケトン
o-クロロアニリン	チオシアン酸銅(I)
過酸化水素	クロロベンゼン
メタノール	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
1-オクタノール	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサメチルジシロキサン
イソブチルアルデヒド	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
アセトン	



優先評価化学物質 計218物質(見込み) 11

リスク評価（一次）について

リスク評価（一次）は、評価Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3段階構成

<評価Ⅰ>

有害性評価は、スクリーニング評価時と同じ情報※を用いて行い、暴露評価は、製造・輸入数量等の届出情報のみを用いて行う。これにより、評価Ⅱを進める優先順位づけを行う。

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

<評価Ⅱ>

有害性評価は、有害性情報を追加的に収集して行い、暴露評価は対象範囲を増やしてリスク評価を行う。既往のPRTRデータやモニタリングデータも活用して行う。これらにより、リスク評価を行い、直ちに第二種特定化学物質への指定又は有害性調査の指示の可否を判断する。それらの判断に至らないときは評価Ⅲに進む。

<評価Ⅲ>

取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いてリスク評価を精緻化し、有害性調査指示の必要性について判断する。

優先評価化学物質のリスク評価ステータス

令和3年4月時点の優先評価化学物質のリスク評価状況は以下の表のとおりである。

令和3年4月時点

		人健康影響	生態影響	
評価Ⅰ段階	リスク評価(一次)評価Ⅰの対象物質	107物質	85物質	227物質
評価Ⅱ段階	リスク評価(一次)評価Ⅱの対象物質	17物質	49物質	
評価Ⅲ段階	リスク評価(一次)評価Ⅲの対象物質	2物質	3物質	
スクリーニング評価未実施	人健康影響の観点で有害性情報なし	78物質		
	生態影響の観点で有害性情報なし	19物質		
優先評価化学物質非該当	人健康影響の観点で非該当	23物質		
	生態影響の観点で非該当	71物質		
優先指定取消済み	以下の理由により取り消されたもの ・リスク評価の結果、優先評価化学物質非該当 ・過去3年間の数量監視の結果、優先評価化学物質非該当 ・スクリーニング評価の結果、新たに優先評価化学物質にしていた物質に包含され、指定取消しとなった物質	36物質		

優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅱの状況

○優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅱは、令和3年度は、令和4年1月までに2物質について、評価を完了。

○令和4年度も引き続きリスク評価を実施。

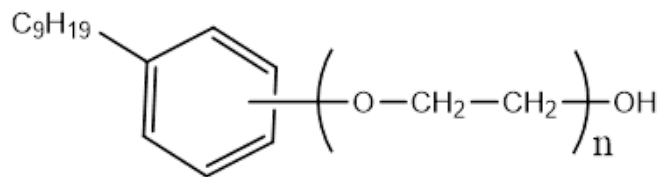
評価書 審議日	物質名	評価の 観点	評価結果（概要）	今後の 対応
R3.7.16 ～9.3	過酸化水素	生態	・リスク推計結果では、PEC が PNEC を超えた地点はなかった。 ・広範な地域での生活環境動植物の生息もしくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。 ・優先評価化学物質の指定を取り消す。	優先取消
R4.1.18	トルエン	人健康	・広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。 ・他法令に基づく取組を引き続き推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく。	人健康の評価を終了し、今後、生態毒性の観点で評価Ⅰを実施

優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅲの状況

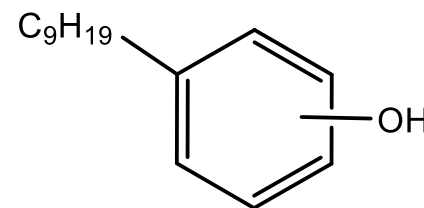
○ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル(NPE)について評価Ⅲを実施中。令和4年1月審議会において、評価Ⅲの進捗報告を行った。

主な用途： 工業用洗剤（繊維、金属製品など）、プラスチック・ゴム乳化剤、
農薬展着剤、塗料乳化剤、皮革処理剤

○当該物質のリスク評価にあたっては、変化物であるノニルフェノール(NP)
($C_6H_4(OH)C_9H_{19}$)についても、あわせて評価を実施。



ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル
(NPE)



ノニルフェノール
(NP)

リスク推計結果について

NPについて、直近7年(2013年度～2019年度)のモニタリングデータにおける最大濃度データによるリスク評価結果は表の通り。

PECwater／PNECwater比の区分	水生生物 変化物2 NP	
	A. メダカ拡張1世代繁殖試験 ^[18] を キースタディとする場合	B. アミを用いた試験 ^[8] を キースタディとする場合
	PNEC 0.00030 mg/L以下 (0.30 µg/L以下)	PNEC 0.00039 mg/L (0.39 µg/L)
$1 \leq \text{PECwater}/\text{PNECwater}$	87以上(70流域以上)	71(60流域)
$0.1 \leq \text{PECwater}/\text{PNECwater} < 1$	747以上	761
$\text{PECwater}/\text{PNECwater} < 0.1$	12以上	14



NPの環境モニタリングによる実測濃度がPNECを超えた地点が多数確認され、リスク低減の必要性が認められた。

排出源分析

○リスク低減方策の方向性を検討するため、以下の排出源分析を行った。

- ・PNEC超過地点の流域調査
- ・業種別使用実態調査（業界ヒアリング）
- ・追加的モニタリング調査
- ・G-CIEMSによる発生源別濃度予測 等

【流域調査】

○直近7年間のNPモニタリング調査において、5回以上PNECを超過した地点について発生源を調査したところ、排水処理方法によっては排水に残留している可能性や、過去に排出されたNPEの検出の可能性等が考えられた。

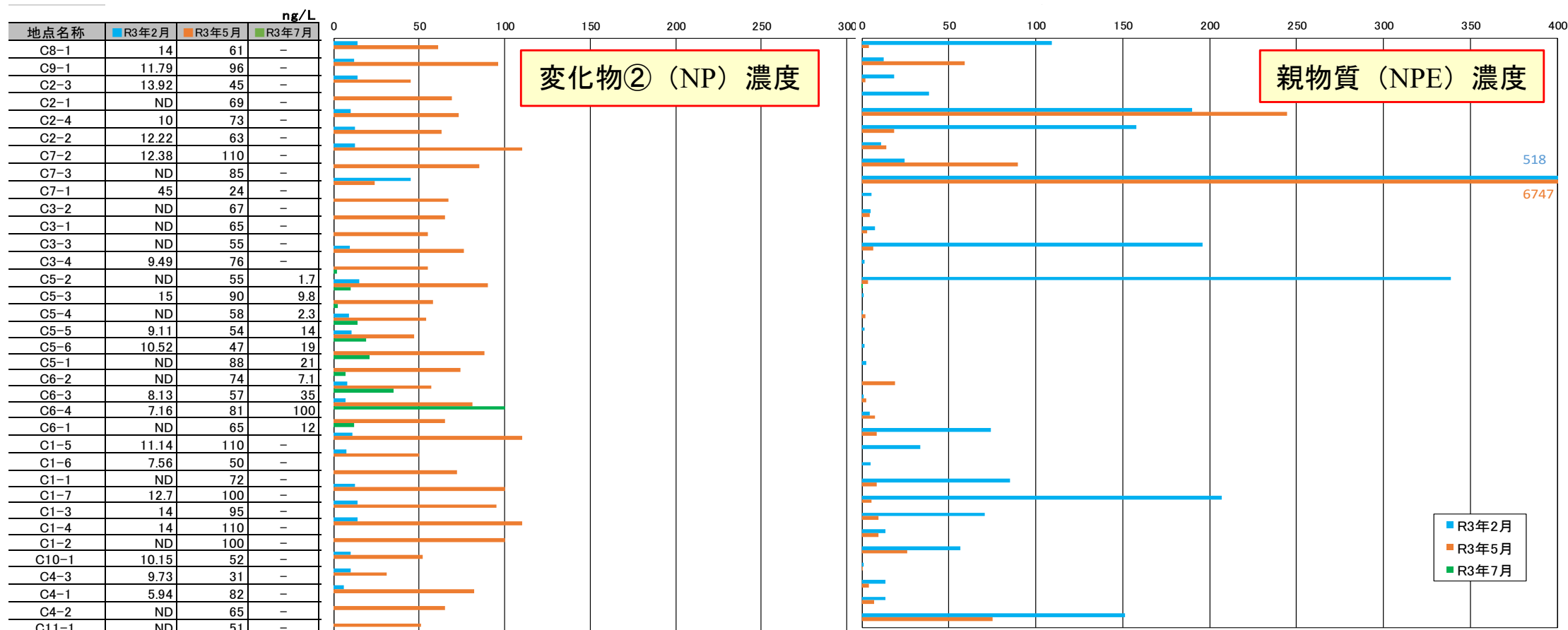
【使用実態調査】

○NPEの取り扱い事業者（一部を除く。）に使用実態をヒアリングしたところ、各業界で代替化等の削減取組が進められていること、NPEの界面活性剤としての機能が求められる助剤や一部洗浄剤については継続使用されていること等が判明。

排出源分析(追加的モニタリング調査)

【追加的モニタリング調査】

○直近5年間のモニタリング調査において、PNEC超過地点が多く、
農薬の影響を強く受けていると考えられる地域を対象に、農閑期
と農繁期の2回に分けてモニタリング調査を実施



この調査結果から排出源を特定することは困難

排出源分析(G-CIEMSによる発生源別濃度予測)

【G-CIEMSによる発生源別濃度予測】

○NPモニタリング調査のPNEC超過地点において、用途ごとのNPE濃度寄与率を推計

実測濃度 (NP)					G-CIEMS 予測濃度 (NPE)														
都道府県名	水域名	地点名	生活環境項目測定結果		予測濃度 (mg/L)	PEC/PNEC 比	流量 (m ³ /s)	予測濃度にしめる寄与											
			直近7年間 最大値	直近7年間最 大PEC/PNEC 比(MEOGRT)				PRTR 届出	すそき り以下	PRTR 農薬			PRTR 殺虫剤			PRTR 洗浄剤化粧品等		化審法長 期使用全 用途	
										田	果樹	畑等	家庭用	防疫用	不快害 虫	シロア リ	化審法対 象用途		化審法除 外用途
Q	Q5	Q5-1	0.0019	6.3	2.6E-02	1.86	2.47	0.0%	72.7%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	22.8%	0.7%	1.8%
Q	Q5	Q5-2	0.0019	6.3	2.6E-02	1.86	2.47	0.0%	72.7%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	22.8%	0.7%	1.8%
F	F6	F6-1	0.0012	4.1	7.0E-02	4.97	0.02	0.0%	50.5%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	44.8%	0.8%	1.7%
K	K2	K2-1	0.0010	3.4	1.5E-06	0.00	16.51	0.0%	67.3%	15.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	11.8%	2.5%	3.0%
H	H2	H2-1	0.0010	3.4	1.5E-02	1.07	0.26	0.0%	26.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	68.5%	1.3%	3.0%
P	P1	P1-1	0.0010	3.3	1.2E-02	0.87	0.04	0.0%	81.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	15.3%	0.7%	2.1%
Q	Q7	Q7-1	0.0010	3.3	2.3E-02	1.64	2.31	0.0%	70.4%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	24.3%	0.8%	2.0%
C	C5	C5-1	0.0010	3.2	3.6E-04	0.03	0.46	0.0%	45.1%	10.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	36.3%	1.9%	5.6%
Q	Q6	Q6-1	0.0009	3.1	3.1E-02	2.25	0.19	0.0%	86.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	11.4%	0.4%	1.1%
J	J1	J1-1	0.0008	2.7	1.8E-03	0.13	1.69	0.0%	76.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	21.0%	0.7%	1.2%
C	C6	C6-1	0.0008	2.6	7.1E-04	0.05	0.65	0.0%	38.0%	8.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	45.7%	1.9%	4.9%
N	N7	N7-1	0.0008	2.6	3.0E-03	0.22	1.59	0.0%	46.9%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	46.6%	1.3%	3.0%
Q	Q4	Q4-1	0.0008	2.5	8.5E-03	0.61	16.27	0.0%	75.1%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	21.3%	0.7%	1.0%
T	T1	T1-1	0.0007	2.4	2.2E-03	0.16	0.42	0.0%	35.2%	11.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	46.3%	1.6%	4.4%
C	C3	C3-1	0.0007	2.3	1.0E-04	0.01	4.82	0.0%	45.3%	18.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	29.8%	1.5%	4.4%
N	N4	N4-1	0.0007	2.3	8.8E-02	6.31	0.27	0.0%	33.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	64.8%	0.4%	0.6%
G	G3	G3-1	0.0006	2.2	2.1E-02	1.47	0.17	0.0%	36.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	56.0%	1.9%	4.8%
E	E1	E1-1	0.0006	2.1	5.4E-03	0.39	0.02	0.0%	48.1%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	43.4%	2.0%	5.1%
C	C7	C7-1	0.0006	2.1	8.0E-04	0.06	1.15	0.0%	44.2%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	45.7%	1.9%	4.5%
T	T2	T2-1	0.0006	2.0	4.4E-03	0.31	0.26	0.0%	32.4%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	56.7%	1.4%	3.4%

○主な発生源は、化審法対象が大部分を占める「PRTRすそ切り以下」及び「PRTR洗浄剤化粧品等(化審法対象用途)」

○農薬(田)の寄与が最大20%近くある地点もあった。

評価Ⅲ進捗報告（まとめ①）

- 排出源分析及び環境モニタリング調査を行った結果では、NP及びNPEの発生源が、化審法由来、農薬由来、又は底質等への残留物の流出由来かは特定困難。
- 業界ヒアリングによるとNPEの使用量は削減されているとのことだが、2015年度と2019年度の化審法届出情報を比較すると、増加している用途あり。
- 事業所ごとに実施している排水処理や産廃処理においては、処理方法によっては排水にNPEやNPが残留している可能性あり。
- G-CIEMS※¹によるNPEの排出源寄与割合予測を行ったところ、主な寄与は化審法用途。農薬（田）の寄与が最大で20%近くある地点もあった。



評価Ⅲ進捗報告（まとめ②）

- 引き続き第二種特定化学物質指定も検討しつつ、リスク低減のための対策を行うことは不可欠。
- 環境モニタリング懸念地点の状況、化審法・PRTR届出情報等の暴露情報を引き続き注視。
- 欧州等の規制内容も参考としつつ、農薬も含め開放系用途等におけるさらなる対策について検討。

③ POPs条約への対応

ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩

ストックホルム条約第9回締約国会議（COP9）においてPOPs（*）として、附属書A（廃絶）への追加が決定された物質のうち、**ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩**について、化審法に基づく**第一種特定化学物質**への指定、第一種特定化学物質が使用されている**製品の輸入制限**等の必要な措置を講じた。（**令和3年10月施行**）。

（*）環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される残留性有機汚染物質のこと。これまでにポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等が指定されている。

【規制措置】

ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩についての具体的な規制内容

- 化審法に基づく第一種特定化学物質に指定し製造・輸入を原則禁止
 - 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限（PFOAとその塩）
 - …（製品）フロアワックス等
 - 特定の使用製品（※）の取り扱いに係る技術上の基準の遵守義務（PFOAとその塩）
 - …保管・点検方法や訓練時の取扱いについて規定
 - 特定の使用製品（※）への汚染防止のための措置等に関する表示義務（PFOAとその塩）
 - …容器、包装等に含有量等の表示すべき項目について規定
- （※）消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

PFOA関連物質の対応について

COP 9 において、PFOAとその塩と同様に附属書Aに追加されたPFOA関連物質（環境中で分解されPFOAを生じる物質）については、パブコメの結果等を受けた再審議を行い、本年1月に審議会における議論を終了。現在、化審法に基づく**第一種特定化学物質**への指定、第一種特定化学物質が使用されている**製品の輸入禁止**等の措置の実施に向け作業中。

<審議結果>

令和3年7月～9月 PFOA関連物質として第一種特定化学物質に指定する**化学物質群**を審議

令和4年1月 第一種特定化学物質に指定する際に必要となる以下の事項について審議

- ・例外的に許容される使用用途（**エッセンシャルユース**）
 - ・第一種特定化学物質が使用されている場合**輸入を禁止すべき製品**
 - ・取扱い上の**技術基準への適合義務**及び**表示義務**がかかる**製品**
（製品）消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

<今後のスケジュール（前後する可能性あり）>

令和4年春以降 措置内容に関するパブリックコメント

令和4年夏以降 TBT通報（※）

化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント

令和4年秋以降 政令の**公布**

令和5年春以降 政令の**施行**

※世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報しWTO 24加盟国から意見を受付。

残留性有機汚染物質検討委員会第17回会合（POPRC17）

1. POPRCについて

- POPs条約の条約対象物質への追加は、加盟国の専門家から構成される検討委員会（POPRC）において、加盟国から提案された物質について、Step1:スクリーニング（附属書D）、Step2:危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）（附属書E）、Step3:リスク管理に関する評価の検討（附属書F）、の3段階のプロセスを経た後、締約国会議（COP）に勧告。

2. 今回の会合での検討内容

- POPRC第17回会合（POPRC17）は、令和4年1月24日～28日、ジュネーブでの対面とオンラインを併用したハイブリッド形式で開催。日本からはメンバーとして金原和秀静岡大学大学院教授、オブザーバーとして環境省・経済産業省の担当官、国内の専門家等が出席

- 検討対象物質

Step1:スクリーニング（附属書D）

- ① クロルピリホス（提案国：欧州連合）【主な用途】殺虫剤
- ② 塩素化パラフィン（炭素数14～17で塩素化率45重量%以上のもの）（提案国：英国）【主な用途】難燃性樹脂原料等
- ③ 長鎖ペルフルオロカルボン酸（PFCA）、その塩及び関連物質（提案国：カナダ）【主な用途】界面活性剤等

Step2)危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）（附属書E）

- ④ デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体（提案国：ノルウェー）【主な用途】難燃剤
- ⑤ UV-328（提案国：スイス）【主な用途】紫外線吸収剤

Step3)リスク管理に関する評価の検討（附属書F）

- ⑥ メトキシクロル（提案国：欧州連合）【主な用途】殺虫剤

POPRC17の結果概要

Step1:スクリーニング(附属書D)

提案国から提出された提案書について、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を審議した結果、「①クロルピリフォス」、「②中鎖塩素化パラフィン^(*)」、「③長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA)とその塩及び関連物質」がスクリーニング基準を満たすとの結論に達し、次回会合(POPRC18)においてリスクプロファイル案を作成する段階(附属書E)に進めることが決定。

(*)炭素数14の塩素化パラフィンについてはスクリーニング基準を満たすとの結論に達したが、炭素数15～17での塩素化パラフィンについては、生物蓄積性に関して引き続き情報収集を続ける条件付で附属書Eに進めることになった。

Step2)危険性に関する詳細検討(リスクプロファイル)(附属書E)

リスクプロファイル案を審議し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を検討した結果、「④デクロランプラス」、「⑤ UV-328」が重大な悪影響をもたらす恐れがあるとの結論に達し、次回会合(POPRC18)においてリスク管理に関する評価を検討(附属書F)する段階に進めることが決定。

Step3)リスク管理に関する評価の検討(附属書F)

リスク管理に関する評価及びPOPs条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」)について検討し、「⑥メトシクロル」を個別の適用除外なしで、廃絶対象物質(附属書A)に追加することにつき締約国会議に勧告することが決定し、2023年開催予定のCOP11で議論されることになった

ストックホルム条約第10回締約国会議（COP10）

経緯

当初の予定では、2021年5月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、**第1部（オンライン会合）**と**第2部（対面会合）**に分けて開催することとされた。

概要

（1）第1部（オンライン会合）

日 程：2021年7月24～28日

場 所：オンライン

主な議題：委員の選出、2022年補正予算、暫定予算及び関連する決議の承認等

（2）第2部（対面会合）

日 程：2022年6月6～17日

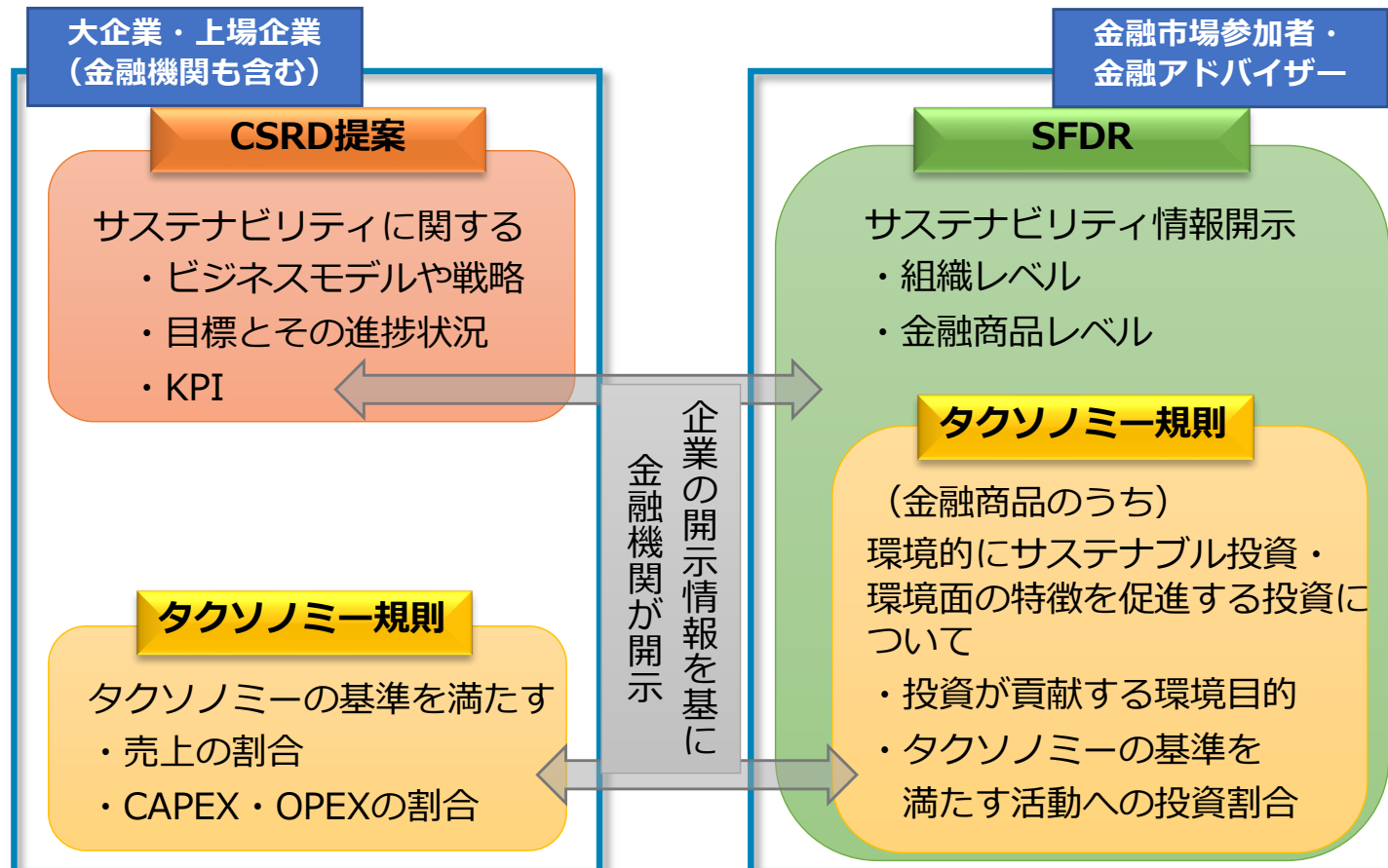
場 所：スイス・ジュネーブ

主な議題：ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFH_xS）とその塩
及びPFH_xS関連物質の廃絶対象物質（附属書A）への追加等

④ ESG投資と化学物質管理

EUのサステナビリティ情報開示規則の概要

- EUにおいては、サステナビリティ情報開示については、現在、下記の3つの法規制が提案され、順次、法制化が進められている。
 - ・タクソノミー規則
 - ・金融機関に対するサステナビリティ情報開示規則（SFDR）
 - ・企業に対するサステナビリティ情報開示指令（CSRD）提案
- 企業自体の情報開示に加え、その情報を基に金融機関が開示できるように、3つの法規制の内容の連携が取られている。





- タクソノミーとは、「環境面でサステナブルな経済活動（＝環境に良い活動とは何か）」を示す分類。

目的

- グリーン、サステナビリティの定義の一貫性、ハーモナイゼーション
- グリーンウォッシュ（※）の防止

（※）グリーンウォッシュとは、環境に良い商品と見せかけることで、消費者等に誤解を与えること

定義

- 経済活動は、以下4項目をすべて満たした場合、環境面でサステナブルである。

- ① 6つの環境目的の1つ以上に実質的に貢献する。
- ② 6つの環境目的のいずれにも重大な害とならない。（Do No Significant Harm; **DNSH**）
- ③ 最低安全策（**人権等**）に準拠している。
- ④ 専門的選定基準（上記①・②の最低基準）を満たす。

環境目的

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| • 気候変動の緩和 | • 循環経済への移行 |
| • 気候変動の適応 | • 汚染の防止と管理 |
| • 水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全 | • 生物多様性とエコシステムの保全と再生 |

※2021年7月段階で、気候変動の緩和及び適応の二つのみ策定済み。

タクソノミーの考え方

- タクソノミーは、2050年にネットゼロエミッションを達成することを目標として作成される。
- タクソノミーの基準は、将来的には徐々に厳格化されるべきものである。（＝living document）
- ライフサイクル全体を考慮する。



■「汚染の防止と抑制」に実質的な貢献をする化学品の製造

基準

汚染を削減するために、より安全なプロセスにより優先有害物質 (PHS) の安全な代替品を製造するため、以下の基準をすべて遵守しなければならない。

- A. 製造された化学物質は懸念物質リストにおいて指定されている有害性を満たしていない。
- B. 製造工程において、高懸念物質の基準を満たす物質 (EU規則1907/2006の第57条に規定) を意図的に使用していない。
- C. 製造された化学物質は、懸念物質の代替として使用される。オペレーターは、懸念物質リストにある有害性を満たす同等の機能性を有する代替物質が現在製造されていることを示さなければならない。
- D. 施設における排出に関して、該当する場合はD1からD3の条件を満たさなければならない。
 - D1. オペレーターは排出レベルがBAT-AEL*範囲の中間点を下回ることを示す。
 - D2. オペレーターは連続排出量監視システム (CEMS) 及び連続排水品質監視システム (CEQMS) を適用する。
 - D3. オペレーターは濃縮廃棄物ストリームから溶剤を回収するため、溶剤廃棄物を分別する。
総投入量における最大溶剤ロスは3%以下、総揮発性有機化合物 (TVOC) の回収効率は99%以上とする。オペレーターは漏洩検知・修復 (LDAR) 活動を少なくとも3年毎に実施して、拡散排出がないことを検証する。

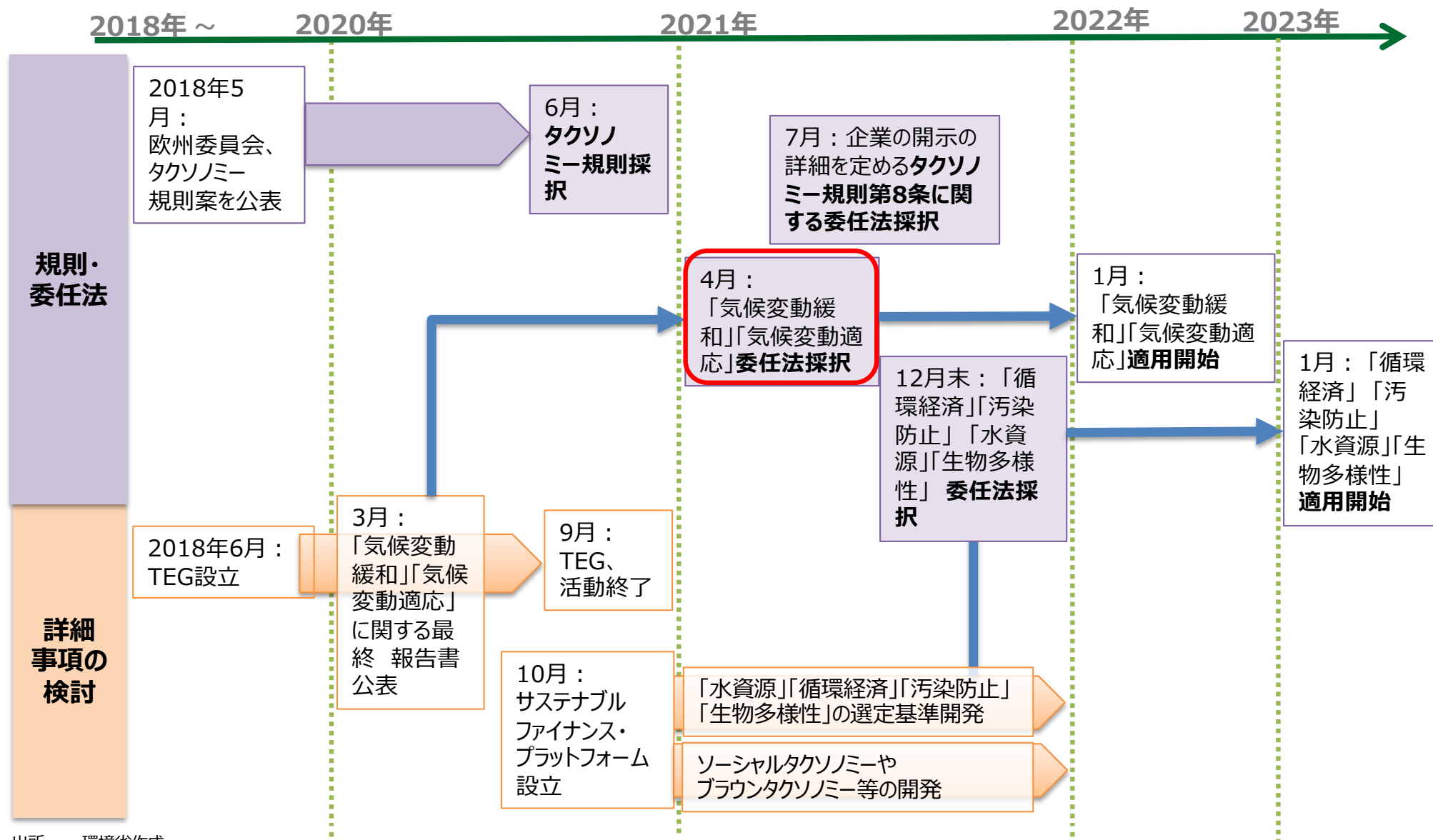
*BAT-AEL: Best Available Techniques-Associated Emission Levelのこと。BAT技術を採用することで達成可能な排出レベル



□□□□□□□□□□□□

EUタクソノミー規則・詳細事項決定のスケジュール

- タクソノミーのうち、「気候変動緩和」「気候変動適応」に関する目的は詳細まで決定。
- その他の4つの環境目的の詳細の基準や、ブラウンタクソノミー及びソーシャルタクソノミーは開発中。



⑤ その他

化学物質国際対応ネットワーク

設立趣旨

化学産業や化学物質のユーザー企業、環境省はじめ関係省庁が、業界や省庁の垣根を越えてオールジャパンで化学物質規制制度への対応を実施していくために、平成19年7月26日に設立されました。

活動内容

- 各主体間における情報共有と連携強化
- 海外の行政官や専門家等によるセミナーの開催
- コラム、メールマガジンの発行

参加団体

- 328団体が参加
(令和3年12月時点)

The screenshot shows the homepage of the Network for Strategic Response on International Chemical Management. At the top, there is a header with the network's name and navigation links: "Link to main body", "Sitemap", and "Japanese". Below the header is a "CONTENTS" sidebar with links to various sections: "What is the 'Network for Strategic Response on International Chemical Management'?", "Participating Organizations", "Legislations on Chemicals in the EU, USA, China and South Korea", "Seminar and Workshop", "FAQ on Responses to International Chemical Management", "Useful links", "Tips from the Expert (Japanese Only)", "Network Application Form (Japanese Only)", and "Mail-Magazine (Japanese Only)". The main content area features a large banner image of a globe with chemical structures overlaid. Below the banner, a welcome message states: "Welcome to the website of the Network for Strategic Response on International Chemical Management! The Network for Strategic Response on International Chemical Management was established on July 26, 2007. The objectives of the network are to improve the level of understanding chemical management; to enhance the capability of industry and other concerned parties to respond to initiatives in foreign countries on chemical management, such as REACH in Europe; and to accelerate the effort for international harmonization. Any organization can participate in the network as long as it agrees to the network's objectives." At the bottom, there is a section titled "The Banner of the Secretary Group" displaying logos of member organizations: Asahi KASEI, ASAHI KASEI CORPORATION, OECC, KAO, 環境省 (Ministry of the Environment), 経済産業省 (METI) (Ministry of Economy, Trade and Industry), 厚生労働省, KOKUYO, SUMITOMO CHEMICAL, NAGASE, NISSAN MOTOR COMPANY, FUJITSU, and Mitsui Chemicals.

海外の行政官や専門家を招いたセミナーの開催

- 平成18年度より、環境省及び化学物質国際対応ネットワーク主催で、海外の行政官や専門家を日本に招いて事業者向けのセミナーを開催。
- 今年度は日中韓の政府関係者等による化学物質管理に関する情報・意見交換等を目的に、11月に「第15回日中韓化学物質管理政策対話」をオンラインで開催。
- また、海外から行政官等を招いて、「化学物質管理政策最新動向セミナー」をオンラインで2回開催。

令和2年2月17日(木): 中国

令和3年3月17日(木)(予定): 欧州委員会(EC)

(参考)これまでセミナーを開催した国

EU、中国、韓国、米国(EPAなど)、カナダ、ベトナム、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン 等

下記URLに過去に開催したセミナーの資料等を掲載。

URL: <http://chemical-net.env.go.jp/seminar.html>

環境省化学物質情報検索支援システム(ケミココ)

□ ケミココとは

化学物質の性質や有害性などについて知りたい方のために、化学物質情報の検索を支援するサイト。

信頼できるデータベースにリンクしており、現在、約4270物質の詳細な情報へのリンクがある。

□ ケミココの特徴

- 記憶が曖昧な化学物質の名前から、CAS番号からも検索できる。
- 環境関連の法律で対象となっている化学物質の一覧を表示できる。
- 公的機関が提供している信頼性の高いデータベースにリンク。

ケミココ chemi coco 環境省 化学物質情報検索支援システム
ここから探せる 化学物質情報

このサイトについて お問い合わせ

HOME 化学物質関連法律から調べる 化学物質外部リンク集 リクエストフォーム

化学物質情報検索 検索

法令・適用区分から検索 法令を選択して下さい 適用区分を選択して下さい 検索

身の回りの製品から検索 製品を選択して下さい 検索

お知らせ RSS

- 2019年01月28日 化学物質審査等専門員の公募について（環境省化学物質審査室）
- 2019年01月10日 (国研)国立環境研究所「化学物質データベースWebkis-Plus」のリニューアルについて
- 2017年05月09日 サーバメンテナンスに伴うホームページ閲覧制限について
- 2017年01月27日 Internet Explorerでエラー画面が表示される現象について
- 2016年09月27日 MOCA（モカ）に関する情報

お知らせ一覧はこちら

化学物質から検索

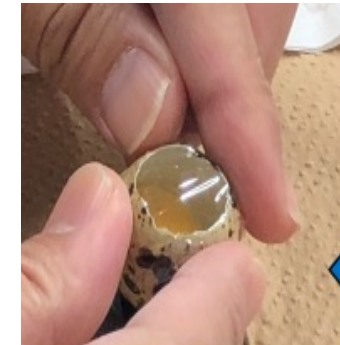
- いちばん上に表示されている検索ボックスに「検索キーワード」を入力し、「検索」ボタンをクリックしてください。キーワードは化学物質名、化学物質に関する番号です。

URL: <http://www.chemicoco.go.jp/>

環境省による国際発信の取り組み

卵内投与試験の開発

高次捕食動物に対する長期毒性を評価するために20週鳥類毒性試験が行われるが、コストも時間もかかる。国際的な動物試験代替の流れも受けて、代替法として卵内投与試験の開発を行っており、10月のOECDの専門家会合(VMGeco)において提案を行った。



生態毒性の簡易推計手法(KATE)の開発

名称	開発元	記述子	予測エンドポイント	その他
KATE	環境省、 国立環境研究所	logP (水-オクタノール 分配係数)	魚類・甲殻・藻類急性毒性	ドメイン判定:構造、 記述子

化学物質の構造式や物理化学的性状から生物学的活性を予測する定量的構造活性相関(QSAR)を用いた、生態毒性の簡易推計手法「KATE」を開発。OECDのQSAR-TOOL boxに登録

有害性情報の報告について（化審法第41条第1項及び第2項）

- 化審法第41条第1項及び第2項において、化学物質の製造・輸入事業者が、製造・輸入した化学物質に関して、化審法の審査項目に係る試験や調査を通じて難分解性、高蓄積性、人や動植物に対する毒性などの一定の有害性を示す情報を得たときには、国へ報告することが義務づけられています。

＜報告すべき知見（例）＞

1. 藻類成長阻害試験
 - ・ 半数影響濃度が10mg/l以下であるもの
 - ・ 無影響濃度が1mg/l以下であるもの
 - ・ その他毒性学的に重要な影響がみられたもの
2. ミジンコ急性遊泳阻害試験
 - ・ 半数影響濃度が10mg/l以下であるもの
 - ・ その他毒性学的に重要な影響がみられたもの
3. 魚類急性毒性試験
 - ・ 半数致死濃度が10mg/l以下であるもの
 - ・ その他毒性学的に重要な影響がみられたもの

	平成25～令和2 年累積報告件数
分解性	783件
蓄積性	67件
物化性状	17件
人健康毒性	608件
生態毒性	331件

リスク評価（一次）評価Ⅱに用いる有害性情報の提供のお願い

- 環境省では、リスク評価（一次）評価Ⅱにおいて、より多くの有害性情報の活用を可能とすることにより、生態影響に係る有害性評価の不確実性の低減をはかることとしています。
- 収集された生態影響に関する有害性情報については、専門家により、予測無影響濃度（PNEC）の根拠として使用可能なものか否かを技術ガイダンスに従って信頼性評価を行い、信頼性のあるものと認められるものは、PNECの算出において活用。
- 事業者の皆様におかれましては、生態影響に係る有害性情報の提供に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。